

海外事業者を相手方とした発信者情報開示・差止請求について(神田弁護士ヒアリングメモ)

平成30年8月6日

1. クラウドフレアに対する発信者情報開示請求について

- ・ 自分が弁護士として権利者から海賊版サイトに関する相談を受けた場合、まず、サイト管理者の連絡先を調査し、判明しない場合はサーバー管理者の連絡先を調査するだろう。サーバー管理者の IP アドレスとしてクラウドフレアの IP アドレスが表示され、同社の介在が判明した場合には、クラウドフレアに対する発信者情報開示請求の仮処分を申し立てるだろう。以下に理由を述べる。
- ・ まず、海賊版サイトは規模によって通信量はさまざまであるところ、大規模な海賊版サイトのケースでは、通信量を考慮すると CDN を利用することが必須であると考えられるところ、他にも CDN 事業者はいるのだろうが、自分が相談を受けたいくつかの案件で調査した限り CDN として名前が出て来るのはクラウドフレアのみ。そのため、以下ではクラウドフレアに対する発信者情報開示請求を想定して述べたい。
- ・ 発信者情報開示請求は裁判外でも可能であるため、まずは裁判外での請求を考えることになる。ただし、自分の経験上、クラウドフレアは約1年前までは裁判外でホスティングサーバーの情報開示に応じていたが、それ以降は応じていない。そのため、裁判所を通じた手続を考える必要がある。
- ・ 仮処分によりクラウドフレアに対して発信者情報開示請求を行うことを想定すると、クラウドフレアは米国カリフォルニア州に所在する事業者なので、①準拠法として日本法が適用されるか、②管轄が日本国内の裁判所に認められるかという問題がある。ただし、これらについては一定の要件の下でクリアできる(国際裁判管轄と国内管轄に関する詳細は別添スライド資料。準拠法については、著作権侵害のケースではベルヌ条約、不法行為のケースでは通則法により日本法となる)。
- ・ 上記のとおり準拠法と管轄の問題をクリアできた場合、次は仮処分における呼出と、決定正本の送達の問題が生じる。一般的に海外の小規模な事業者を相手方とする場合はこの段階から困難が生じる(詳しくは下記 3.参照)。しかし、クラウドフレアに関しては、本年7月頃よりウェブサイトの日本語表示に対応し、また以前から日本企業を代理店としてビジネスを行っているほか、データセンターが日本に所在するため、仮に日本で仮処分を申し立てられれば、呼出に応じ、日本の弁護士を付けて対応してくる可能性はある。
- ・ 仮にクラウドフレアが手続に対応してきた場合は、後は裁判所が審理を行った結果として仮処分の認容決定を出せば、日本の弁護士を付けて対応までしたのであれば、クラウドフレアが決定の内容に従うと思われるので、発信者情報開示請求の仮処分を申し立ててみる価値はある。

- ・ 申立てから仮処分命令までにかかる時間としては、名誉棄損やプライバシー侵害に関してコンテンツプロバイダに発信者情報開示の仮処分を申し立てる場合を例とすると、約1か月である。著作権侵害を理由とする場合は、東京地裁民事第9部ではなく知財部が担当することになるため、もう少し時間がかかる可能性がある。

2. クラウドフレアに対して開示を求めるべき情報について

- ・ 上記のように、仮にクラウドフレアに対する発信者情報開示請求が可能であるとした場合でも、具体的にどのような情報の開示を請求すべきかという問題もある。クラウドフレアは①海賊版サイトのコンテンツが蔵置されたホスティングサーバーに関する情報の他、②海賊版サイト運営者の情報を保有しているケースがあるものと考えられる。このうち①については、仮に開示されたとしても、更に当該ホスティングサーバーに対して海賊版サイト運営者の発信者情報開示請求を行う必要があり、もし当該ホスティングサーバーが日本企業でないと、この開示請求は実効性を欠くという問題が予想される(下記 3.を参照)。そのため、①に加えて②の開示も同時に請求すべきと考える。
- ・ 次に、上記②として、クラウドフレアがどのような情報を保有しているかという問題がある。クラウドフレアは日本企業を代理店として用いており、当該代理店は契約の申込者の情報を確認してクラウドフレアに伝えていることが想定されるため、仮に運営者が日本国内で契約を締結しているならば、クラウドフレアが海賊版サイト運営者の氏名・住所等の正確な情報を保有している可能性はある。
- ・ 一方、代理店経由でなくサイトから契約の申込みを直接受けるなどして、クラウドフレアが海賊版サイト運営者から匿名での契約申込みを受け付けている、あるいはアカウント名が偽名の場合もあるとすると、②として信用できる情報は、a.サイト運営者のメールアドレス、b.サイト運営者がクラウドフレアに対して利用料を支払うためのクレジットカード情報及び c.サイト運営者が申込みを行った際のアクセス記録(または、設定変更のためのログイン IP アドレス)程度しかないだろう。
- ・ このうち b.クレジットカード情報については、プロバイダ責任制限法及び同法4条の発信者情報を定める省令上、発信者情報開示請求権で開示対象となる情報に含まれていないため、開示請求をすることができない。
- ・ c.申込みを行った際のアクセス記録やログイン IP アドレスについても、厳密には発信者が侵害行為を行った際のアクセス記録ではないため、開示請求が認められるか分からない。東京高裁の裁判例上、ログイン時のアクセス記録からの発信者情報開示請求権は棄却される例が多い。また、アクセス時に VPN 等を使われていた場合は、その先の特定に困難が生じる(不可能なわけではない)。
- ・ 更に、a.メールアドレスについては、当該アドレスが Gmail 等のフリーアドレスであるか否かを問わず、民事の手続ではメールアドレス保有者を特定できない(日本のプロ

バイダが提供するメールアドレスであれば、弁護士会の23条照会により開示できるケースもある)。なお、メールアドレスについてはプロバイダ責任制限法及び同法4条の発信者情報を定める省令上、発信者のものについては開示請求が認められているが、コンテンツプロバイダ(サイト管理者)やホスティングプロバイダのメールアドレスについては開示が認められていないため、開示請求者としてサイト運営者のメールアドレスの開示を求めるのであれば、海賊版サイト運営者はコンテンツプロバイダではなく発信者に該当するという主張を行う必要がある。その場合、発信者に関する情報開示請求の手段となるため、仮処分ではなく本案訴訟を提起する必要があるというのが現在の裁判所の実務であり、訴訟提起から第1回期日まではおそらく8か月ほどかかることから(米国の場合、送達に5か月、送達完了の通知が裁判所に戻るまでに数か月かかると書記官に説明される)、その間に被害が拡大する可能性がある。

- ・ 上記のとおり、仮にクラウドフレアが日本の仮処分手続に対応してくるとしても、発信者の特定に繋がる情報が得られるかという点、不確実な点が多い。

3. クラウドフレアが裁判手続に対応してこない可能性について

- ・ 上記ではクラウドフレアが仮処分手続に対応してくることを想定して述べたが、海外の小規模なサーバー事業者や、日本からの収益を意識していない事業者を相手方として発信者情報開示請求を行う場合、仮処分手続に対応してくるケースはむしろ稀である。以下、米国に所在する相手方に発信者情報開示請求の仮処分を申立てる場合を念頭に置き、相手方が仮処分手続に対応してこない場合について説明する。
- ・ この場合、まず仮処分手続における呼出の段階で問題が生じる。発信者情報開示仮処分の申立てでは、東京地裁からの呼出状が届かないと双方審尋期日が開始されないところ、米国(送達条約加盟国なので簡易な呼出ができる)に所在する事業者には仮処分申立の呼出状を送る場合はEMSを利用するのが現在の裁判所の実務である。しかし相手方が上記のような小規模サーバー会社、ペーパーカンパニー、レンタルオフィス、日本での収益を意識していない事業者の場合、EMSを受け取らないか、受け取っても無視するか、そもそも宛先不明となるケースが多い。そこで、この場合は原則に立ち返り外国送達の手続を取るようになるが、最終的に公示送達(一定の条件の下、裁判所の掲示板に書面を掲示することで当該書面が相手方に到達したとみなす制度)となるケースもある。
- ・ 結果として、公示送達により、仮処分決定が得られる可能性はある。しかし、仮処分決定を得たとしても、実際に発信者情報の開示を受けるには、米国の裁判所での判決認証など、更なる手続きを要求してくるコンテンツプロバイダもある。この手続のため米国の弁護士に見積もりを取ったところ、あまりに高額だったため開示請求を断念したケースもある。このような事情があるため、最終的に相手方の任意の開示が無い

と決定の内容を実現することは事実上難しい。

- ・ したがって、相手方が海外に所在する場合、相手方が日本の仮処分手続に対応してこない場合は、発信者情報開示請求は実務上は実効性がないケースが多い(フィリピン法人が運営する5ちゃんねる, ネバダ州法人が運営する FC2 など, 仮処分手続に対応しなくても, 情報を開示する法人はある)。
- ・ なお名誉棄損・プライバシー侵害については、このような場合には仮処分決定書を Google に提出すれば、裁判所が権利侵害情報があると認めた URL については検索結果からテイクダウンしてくれるため、次善の策としてそのような手続をとる。

4. クラウドフレアに対する著作権法112条に基づく差止請求の可能性

- ・ 以上は発信者情報開示請求について述べたが、クラウドフレアに対する差止請求についても若干言及する。
- ・ インターネット上の名誉棄損・プライバシー侵害に関してコンテンツプロバイダに削除請求を行うことはよく行われる。これは、これらの分野では、コンテンツプロバイダが提供しているサーバーに蔵置されているウェブサイト上に名誉等を侵害する表現がある場合は、客観的には、同プロバイダが名誉等を侵害していると評価しても差し支えないと考えられているからである(民事保全の実務(上)第3版増補版(2017)350p)。
- ・ これに対しインターネット上での著作権侵害については上記のように権利侵害を認定する解釈は定着していないため、仮にクラウドフレアが自らのサーバーに権利侵害情報を蔵置していると認められたとしても、クラウドフレアが著作権侵害を行っているかどうかが不透明であろうと考える。この点、一部の実務家や研究者がいわゆるカラオケ法理により著作権侵害を認める可能性や、著作権法112条準用により差止請求を認める可能性を主張しているが、少なくとも現時点で実務上定着しているものではないと認識している。
- ・ したがって著作権法112条に基づく差止請求については、現時点では実体法の部分で課題があるものと認識しており、海賊版サイト対策としては発信者情報開示請求を優先すべきと考える。

5. まとめ

- ・ 以上のとおり、クラウドフレアが日本での裁判所を通じた手続に対応してこない場合、発信者情報開示請求の実効性に問題がある他、クラウドフレアがどの程度サイト運営者に関する正しい情報を保有しているかという問題もある。また、一部、正しい情報を得られたとしても、そうした情報を元にサイト運営者までたどり着けるかという問題もある。
- ・ しかし、クラウドフレアが日本語ウェブサイトを開設し、日本企業を代理店として用い、日本にデータセンターを置いているという点を考慮すると、クラウドフレアが対応して

くる可能性も無い訳ではない。クラウドフレアに対して海賊版サイト運営者の氏名・住所等の開示を求める発信者情報開示請求を行ってみる価値はある。

- ・ その他、個人的には、プロバイダ責任制限法または省令を改正し、ログイン情報からの発信者特定を認めたり、クレジットカードの名義情報など、発信者の特定につながる情報を開示請求の対象とすることも検討すべきと考える。また、最近では WHOIS のプロテクトが主流となっておりドメイン名の登録者情報を得にくくなっているため、現在は発信者情報開示義務を負わないとされているレジストラを開示関係役務提供者に含めて開示義務を負わせるなどの、名誉棄損・プライバシー侵害の場合も視野に入れた対策が必要なのではないかと考えている。

※本メモは、知的財産戦略推進事務局が、神田知宏弁護士に現行法の下での海賊版サイト対策に関する御見解を伺った結果をメモにまとめたものである。

以上